

2012 年 7 月 2 日

業種担当理事 各位
専門委員会委員長 各位
政策プロジェクトリーダー 各位

日本知的財産協会
事務局長 土井英男

各会議体(懇談会)へのメンバー以外の方の参加者の「領収証」の扱いについて

掲題「領収証」の扱いについて、下記のとおりとします。

記

会費を徴収する場合

会議の主催はJIPAなので、「JIPAの領収証」を発行、JIPAの会費として徴収、JIPA会費として計上することとします。

ただし、銀行振込の場合、原則「領収証」は発行いたしません。

【例:このような方々に発行します】

＝業種別部会＝

[原則、銀行振込での処理でお願いしておりますが、当日、参加の申込みがあった場合]

- ・JIPA会員会社に所属の講師等
- ・JIPA会員会社に所属していない講師等

＝委員会・PJ＝

- ・JIPA会員会社に所属のOB・講師等
- ・JIPA会員会社に所属していない講師等

なお、本件につきましては、協会の公認会計士の先生からの確認もいただいております。

連絡先:事務局 総務グループ【渡辺:watanabe@jipa.or.jp 博多:hakata@jipa.or.jp】

以 上